

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第28号 令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧……………（税務課）…2

公 営 企 業

- 公告第8号 宇治都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しの縦覧……………2
- 公告第9号 宇治市都市計画下水道事業の変更認可……………2
- 公告第10号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更……………2

告示

宇治市告示第28号

令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和6年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、次のとおり行います。

令和6年3月22日

宇治市長 松村 淳子

縦覧場所 宇治市総務・市民協働部税務課
縦覧期間 令和6年4月1日から同月30日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで
縦覧対象者 固定資産税の納税者及びその代理人
※ 納税者本人であることが確認できる書類が必要です（例：納税通知書・課税明細書・マイナンバーカード・運転免許証・旅券・健康保険証等）。
※ 納税者の代理人が縦覧するときは、納税者本人が作成した委任状及び代理人本人であることが確認できる前述の書類が必要です（同居の親族又は納税管理人は、納税通知書又は課税明細書を提示することにより、委任状に代えることができます。）。

審査の申出 固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間に、宇治市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

公営企業

宇治市上下水道事業公告第8号

宇治都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しの縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から宇治都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、宇治市上下水道部下水道計画課において縦覧に供します。

令和6年3月22日

宇治市長 松村 淳子

- 1 施行者の名称
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
宇治市公共下水道
- 3 縦覧場所
宇治市上下水道部下水道計画課
- 4 事業施行期間
昭和53年3月10日から令和8年3月31日まで
- 5 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分

変更なし

宇治市上下水道事業公告第9号

宇治市都市計画下水道事業の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項による宇治都市計画下水道事業の変更認可の告示（令和6年京都府告示第86号）があったので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

なお、同法第67条の規定により、公告の日の翌日から起算して10日を経過した事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他同法施行規則第55条で定める事項を書面で施行者に届け出てください。

令和6年3月22日

宇治市長 松村 淳子

- 1 施行者の名称
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
宇治市公共下水道
- 3 事務所の所在地
宇治市上下水道部下水道計画課
- 4 事業施行期間
昭和53年3月10日から令和8年3月31日まで
- 5 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

宇治市上下水道事業公告第10号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事事業者から指定事項変更の届出がありましたので公告します。

令和6年3月22日

宇治市長 松村 淳子

| 指定番号 | 変更前 | 変更後 |
|-------|--------|------------|
| 第210号 | 奥田水道工務 | 株式会社奥田水道工務 |